

※防災計画

2024-2025

玄海町児童館

災害及び 不審者対策マニュアル

玄海町 さくら児童館
みどり児童館

平成 26 年 5 月 29 日策定

目 次

- 1．対策の主眼
- 2．自衛団組織
- 3．緊急時の連絡と対応
- 4．避難計画及び防災学習

1. 対策の主眼

このマニュアルの最大の目的は、利用者の安全確保である。日頃より施設の点検、利用者の行動の観察を通じて、事故発生のポイントを想定し、緊急時の対応を検討すると共に、障害を極力排除するよう努めたい。

計画に当たっては、「利用者のほとんどが、学童であること」「少人数の職員が余裕を持ち、効率的に対応できること」「利用者の安全、安心を最優先すること」「速やかな支援体制の確立」を前提とする。

2. 自衛団

災害に備え、各施設に下記の自警団を職員で組織する。

さくら児童館自衛団

(団長) 鬼木 さおり	(団員) 峰 禎宏 中村 咲子
-------------	--------------------

みどり児童館自衛団

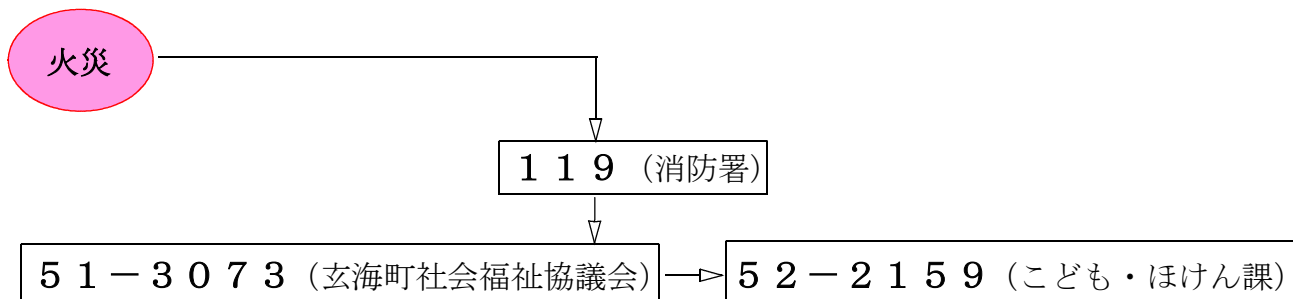
(団長) 小野 雅人	(団員) 中山 智子 寺田 直子
------------	---------------------

各自衛団は、当計画に沿い、役割の分担をする。また、各団員は分担された役割を把握し、潤滑な対応ができるよう日頃より備えておく。

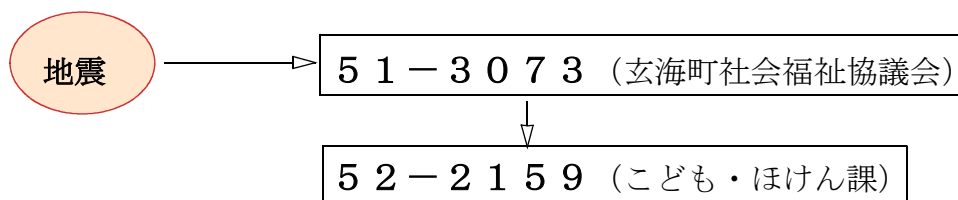
また、各児童館の常勤職員は1名、他は非常勤職員であることを考慮し、どの役割にも対応できるよう、訓練の中で役割が固定しないよう心がける。

災害	職員役割
火 災	報知・初期消火・避難誘導・人員確認・通報（消防署/社協/こども・ほけん課）
地震（原発）	報知・対処指導・避難誘導・人員確認・通報（社協/こども・ほけん課）
風水害	報知・対処指導・避難誘導・人員確認・通報（社協/こども・ほけん課）
不審者	避難誘導・人員確認・通報（警察署/社協/こども・ほけん課）

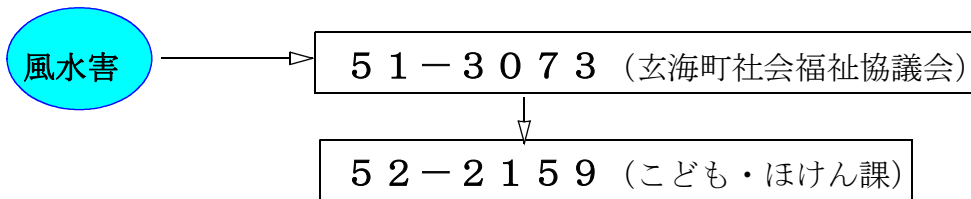
3. 緊急時の連絡と対応



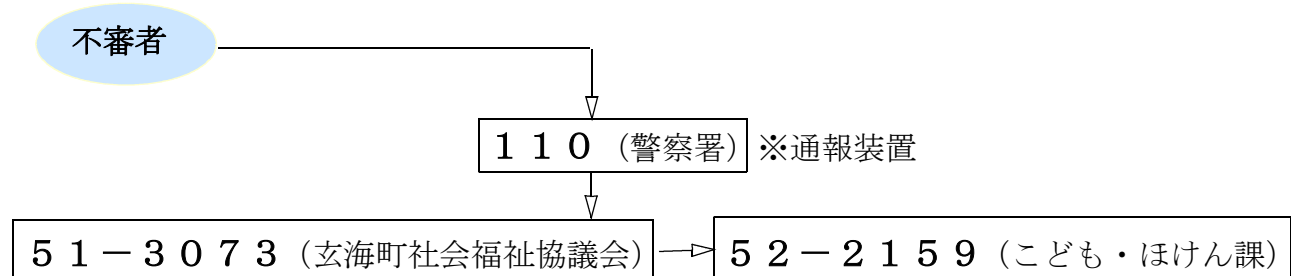
1. 警報及び大声で知らせ、利用者に注意を促す
2. 利用者を落ち着かせる
3. 避難誘導（避難路の確認確保）
4. 状況の迅速な把握に努め、正確な状況説明に備える
5. 消防署並びに社協へ電話連絡し、指示に従う
6. 利用者の安全を確保確認の後は、緊急事態を除いて指示に従い、自己判断で勝手な行動をとらない
7. 終息の後、@メールの一斉送信（安否）



1. 利用者を落ち着かせる
2. 施設の破損を確認すると共に、安全な場所に利用者を退避させる
※ガラス、蛍光灯、また重い物などの飛散、落下の危険に留意
3. 揺れが収まったら、周囲の異変を目視で確認（山、道、川・ダムなど）
4. 社協に連絡を入れ、指示に従う
5. 施設外に避難する際は、地割れや倒壊の危険を確認し、安全な誘導を心がける
6. 利用者の安全の確保確認の後は、緊急事態を除いて指示に従い、自己判断で勝手な行動をとらない
7. 終息の後、@メールの一斉送信（安否）



1. 利用者を落ち着かせる
2. 施設の破損を確認すると共に、安全な場所に利用者を退避させる
3. 周囲の異変を目視で確認（山、道、川・ダムなど）
4. 社協に連絡を入れ、指示に従う
5. 施設外に避難する際は、崩落や倒壊の危険を確認し、安全な誘導を心がける
6. 利用者の安全の確保確認の後は、緊急事態を除いて指示に従い、自己判断で勝手な行動をとらない
7. 終息の後、@メールの一斉送信（安否）



1. 確認及び判別（凶器の有無も）の後、最寄りの 110 番通報装置を発動
2. 不審者に遠い者から施設外に退避させる
(騒がないよう特に冷静に指示・遊びに誘い出すなど日常的に)
3. 不審者付近の利用者に関しては、無理に退避を行わせない
4. 不審者への対応の目的については、まず残留利用者の避難の機会とその退避路確保を優先する（対応は穏やかな口調と態度に留意する）
5. 利用者退避完了後は、無理な不審者への対応を避け、職員各々も自己の安全確保を行い退避し、社協へ連絡し指示に従う
6. 利用者の安全を確保確認の後は、緊急事態を除いて指示に従い、自己判断で勝手な行動をとらない
7. 終息の後、@メールの一斉送信（安否）

原発事故

1. 一報が入ったら、直ちに屋外の利用者を屋内に避難させる
2. 窓、カーテン及び扉を閉め、また換気扇、空調を停止させ、外気の流入を極力防ぐ
3. 利用者を一室に集め、人員の確認をし、落ち着かせる
4. 町内放送、防災無線、及びテレビ、ラジオなど可能な限りの情報を得る準備をし、待機する
5. 避難バスが到着したら、到着場所まで誘導する。その際、ハンカチや服などで鼻口を塞がせ、点呼を取りながら一列にさせ、落ち着かせながら誘導する
6. 避難場所に着いたら、一所に利用者を集め、人員を確認する
7. 連絡可能な場合は、関係機関などを通じ、家庭へ安否を連絡する

4. 避難計画及び防災学習

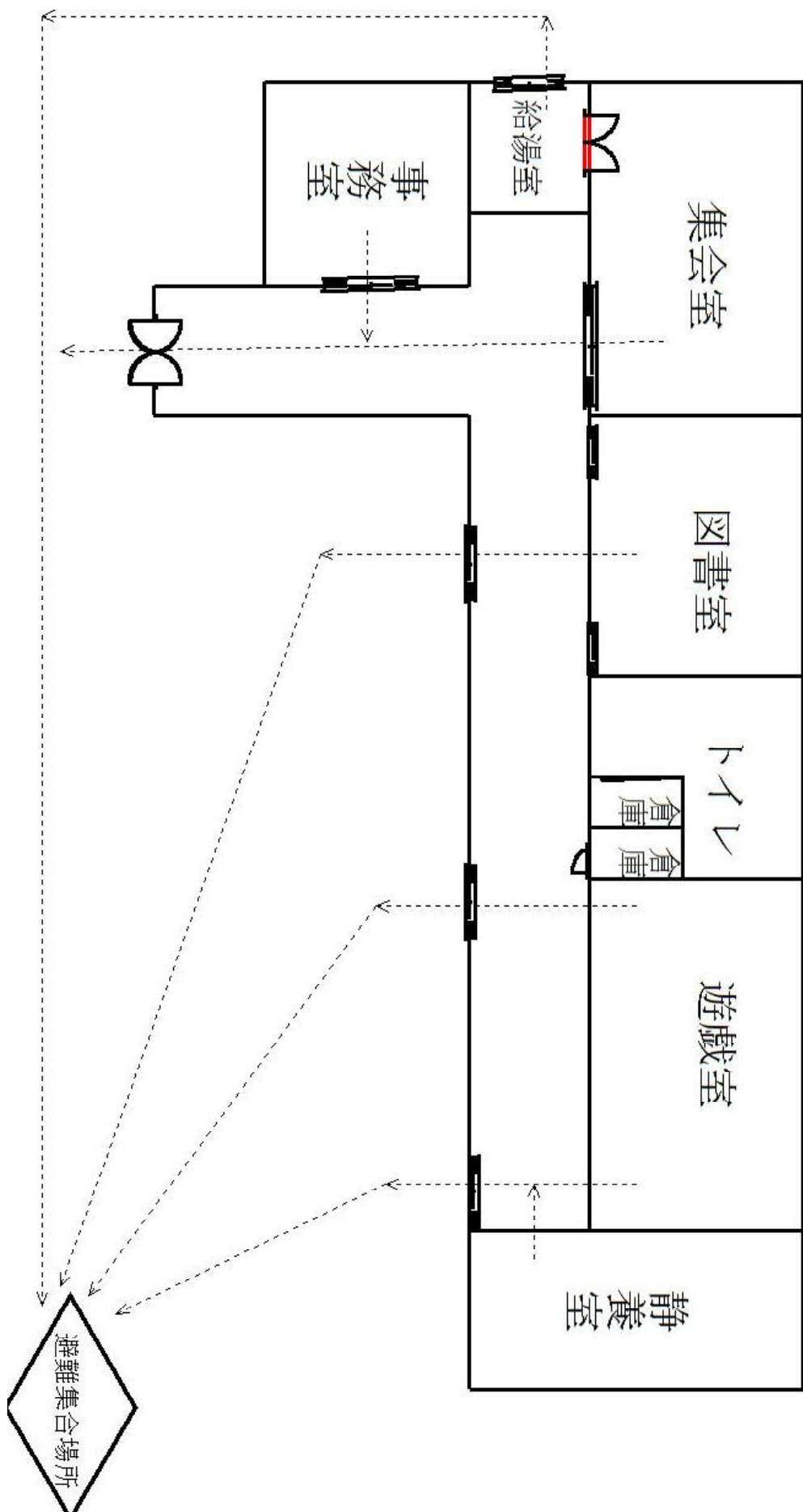
- 設置された対策本部から避難指示がある場合は、それに従う
- 避難指示の混乱による二次災害を避けるため、独断での指示や行動は原則として慎む
- 被災時において、落ち着いた指示ができるよう、十分な避難訓練を行い、その過程で不備の発見や協議を心がけることにより、より安全な避難計画の立案に努める
- 当施設の利用者は不特定、更に年少者であることを考慮し、館内掲示等も含め、簡易な指示や計画に留意する
- 日頃の施設の見回りにおいて、事故や災害時を想定することを心がけ、問題箇所を進んで協議することで施設を改善し、被害の軽減及び拡大防止に努める
- 実際の避難行動を職員または利用者が訓練することは元より、災害の原因や備え、被害の実態に対する情報を提供し、防災や避難方法を考え協議する場として、より身近なものとして意識できるよう留意する

防災学習及び避難計画については、毎月いずれかの災害に対して行う。内容については、施設毎の実情に合わせて、具体的な計画をする。また、年に2回程度、警察署や消防署の協力を得て、専門的な指導を受け、利用者はもとより職員の研修の機会とする。

更に防災学習及び避難計画を準備する際は、研修を兼ねたものとするため、職員全体で協議を行うことを原則とする。また、係る事項に関する館外の研修も可能な限り参加し、職員の研鑽を積み、災害や被害の防止、抑制に努める。

尚、館内で対応できない災害の際には、
「玄海町防災マップ」により、児童館立地地域の対応に準ずる。

さくら児童館 避難経路図



みどり児童館 避難経路図

